

亀山市公告第12号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月5日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

亀山市ふるさと納税業務委託

(2) 業務内容

亀山市ふるさと納税業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 参加資格要件

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による資格（指名）停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者

等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 他の地方公共団体において、過去3か年（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に本業務と同様の業務の実績があること。

3 担当部署

亀山市産業環境部商工観光課商工業振興グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5049

ファクシミリ 0595-82-9669

電子メール shokogyo@city.kameyama.mie.jp

4 亀山市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和6年4月5日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 亀山市ふるさと納税業務委託仕様書

5 プロポーザル参加意思表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意思表明書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 会社概要及び会社パンフレット

エ 次に掲げる納税証明書（公告日から起算して3月以内に発行されたもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税に未納が無いことを証明するもの

（イ）本店所在地の市税に滞納が無いことを証明するもの

（2）提出期間

令和6年4月5日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（3）提出場所

3の担当部署とする。

（4）提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者は、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

（1）提出期間

令和6年4月24日から同年5月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（2）提出場所

3の担当部署とする。

（3）提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 その他

（1）プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（2）プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。

（3）提出された書類等は、企画提案者に返却しないものとする。

（4）企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、本市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲内において複製ができるものとする。

（5）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

- (6) 選定の経過及び選定された候補者は、亀山市ホームページで公開することがある。
- (7) プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例（平成17年亀山市条例第19号）の規定により提出書類等を公開することがある。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による資格（指名）停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (9) 参加者は、受託候補者選定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容等については提案内容を基本とするが、当該内容を確約するものではない。
- (11) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) プロポーザル参加意思表示書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。